

自動車税 自動車取得税



令和元年度版

自動車税

■納める人

自動車の使用の本拠を府内に登録している自動車を所有している人が納めます。
自動車の売買において、売主がその所有権を留保しているとき（割賦販売の場合）は、当該自動車の買主が所有者とみなされ、買主が納めます。
自動車を譲渡（移転登録）した場合は、当該年度の自動車税は旧所有者に、翌年度から新所有者に課税されます。
なお、二輪の小型自動車、軽自動車等については、市町村で軽自動車税が課税されます。

※一定の要件に該当する身体障がい者、戦傷病者、知的障がい者及び精神障がい者の方については、減免の制度がございます。詳しくは「自動車税・自動車取得税の減免のしおり」をご覧ください。

（府税のホームページ「府税あらかると」でもご覧になれます。）

大阪府 減免のしおり

検索

■納める額

自動車の種別、用途、総排気量等によって税率（年税額）が定められていますが、自動車を新規に登録した場合や自動車を抹消する登録（廃車）をした場合には、月割計算により課税又は減額されます。

●月割計算による課税

年税額

×

登録月の翌月から3月までの月数
12

=

月割税額

（100円未満の端数金額は切り捨てる）

●月割計算による還付

年税額から、上記の月割計算による課税額を差し引いた金額です。

月割計算による還付・課税の取扱いについて

引越しや車の売買によって現在所有している自動車のナンバーが変わっても、その年度における自動車税の月割計算による還付や新たな課税は発生しません。（新規登録の際の課税や抹消登録の際の還付を除きます。）

●非課税車等の取扱いについて

なお、法令の規定に基づき自動車税が課税されない所有者等（納税者）から売買等により自動車を所有した場合は、月割計算による自動車税が課税されます。

また、法令の規定により自動車税が課税されなくなった場合には、前所有者等（納税者）に月割計算による自動車税が還付されます。

※法令の規定に基づき自動車税が課税されない場合とは、非課税・課税免除が該当します。

■納める方法

●申告

自動車を新たに所有する場合や、譲渡・廃車をした場合は、自動車税事務所に自動車税申告書を提出しなければなりません。

●納税

賦課期日（毎年4月1日）に自動車を所有している人は、4月から翌年3月までの1年分の税金（年額）を府から送付される自動車税納税通知書で、5月に納めます。

新規登録時の月割計算による課税は、登録手続きの際に自動車税の申告書を提出し、納めます。

●納付書の交付について

自動車税の納付書を窓口で交付する際には、登録番号と車台番号の下4桁を確認させていただきます。

■グリーン化税制

平成14年度から実施されている制度で、環境に配慮した度合いにより自動車税の負担が異なります。

●環境負荷の小さい自動車

新車新規登録をされた次表の自動車について、新車新規登録した翌年度の自動車税が軽減され、軽減された年度の翌年度以降は通常の税率で課税されます。（軽減されるのは1年度分のみです。）

区分	平成30年度に自動車を新車新規登録した場合 (令和元年度の自動車税が軽減されます。)	
	令和2年度燃費基準+10%達成	令和2年度燃費基準+30%達成
燃費性能		
排ガス性能		
平成17年排出ガス規制値より75%以上性能が良い自動車	税率を概ね50%軽減	税率を概ね75%軽減 ※
平成30年排出ガス規制値より50%以上性能が良い自動車		

※ 電気自動車、一定の排出ガス基準を満たす天然ガス自動車、プラグインハイブリッド自動車、一定の排出ガス性能を満たすクリーンディーゼル乗用車については、新車新規登録した翌年度の自動車税が概ね75%軽減されます。

●環境負荷の大きい自動車

新車新規登録から11年を超えるディーゼル自動車及び13年を超えるガソリン自動車（LPG自動車を含む）の自動車税率は概ね15%（一般乗合用以外のバス及びトラックは概ね10%）高くなります。

なお、電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車（ガソリン）、一般乗合用バス、被けん引自動車は除きます。

令和元年度、重課対象となる自動車は右表のとおりです。初度登録については車検証にてご確認ください。

対象自動車	初度登録
ディーゼル自動車	平成20年3月31日以前
ガソリン・LPG自動車	平成18年3月31日以前

■税制改正により自動車税が変わります！

税制改正により、令和元年10月から現行の「自動車税」は「自動車税種別割」に名称変更されます。

●自動車税種別割の税率について

令和元年10月以降に新車新規登録を受けた自家用乗用車の税率が以下の表のとおり変更となります。

なお、令和元年9月以前に新車新規登録を受けている自動車は、改正前の税率が適用されます。

（所有者が変わった場合も含め税率の変更はありません。）

【自動車税種別割 税率表】

総排気量	改正前	改正後	差額
1リットル以下	29,500円	25,000円	△4,500円
1リットル超 1.5リットル以下	34,500円	30,500円	△4,000円
1.5リットル超 2リットル以下	39,500円	36,000円	△3,500円
2リットル超 2.5リットル以下	45,000円	43,500円	△1,500円
2.5リットル超 3リットル以下	51,000円	50,000円	△1,000円
3リットル超 3.5リットル以下	58,000円	57,000円	△1,000円
3.5リットル超 4リットル以下	66,500円	65,500円	△1,000円
4リットル超 4.5リットル以下	76,500円	75,500円	△1,000円
4.5リットル超 6リットル以下	88,000円	87,000円	△1,000円
6リットル超	111,000円	110,000円	△1,000円

※その他の税率は税額表をご覧ください。

■納付の窓口

自動車税は、各府税務所のほか、以下の場所や方法で納めることができます。

●金融機関等

府の指定金融機関、指定代理金融機関若しくは収納代理金融機関、大阪府内の郵便局
詳しくは府税のホームページ「府税あらかると」の取扱金融機関一覧をご覧ください。

●コンビニエンスストア等

コンビニエンスストア収納用のバーコードの印刷がある自動車税の納付書（30万円以下のもの）は、以下の国内のコンビニエンスストア等で納めることができます。

※コンビニエンスストア等で納付される場合にはレジにて必ずレシートをお受取ください。

セブン-イレブン、デイリーヤマザキ、ニューヤマザキデイリーストア、ファミリーマート、ミニストップ、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、ヤマザキデイリーストア、ローソン、MMK設置店
※MMK設置店とは、MMK（マルチメディアキオスク）端末が設置されているスーパーマーケットやドラッグストア等の店舗のことで。

●スマートフォン決済アプリを利用した納付

コンビニエンスストア収納用のバーコードの印刷がある自動車税の納付書は、スマートフォン決済アプリ「PayB」を利用して納めることができます。

手続きの詳細は、「府税あらかると」をご覧ください。

大阪府 PayB

検索

●インターネットからのクレジットカードによる納付

「納付番号」・「確認番号」が印刷されている自動車税の納付書は、インターネットの専用サイト（「大阪府自動車税お支払いサイト」）からクレジットカードで納めることができます。ご利用可能なクレジットカード・手続きの詳細や問合せ先は、大阪府自動車税お支払いサイトをご覧ください。

大阪府自動車税お支払いサイト

検索

※ 車検等のため納税証明書が至急必要な場合や、領収証書が必要な場合は、クレジットカードによる納付を利用せず、金融機関、コンビニエンスストア等でお支払ください。府税事務所等で納税証明書が発行可能となるのは、お支払手続完了後、おおむね2週間後です。領収証書の発行は行いませんので、ご了承ください。
※ 税額のほかに、1件（1台）につき324円（税込）の決済手数料が必要です。

●Pay-easy（ペイジー）を利用した納付

「Pay-easy（ペイジー）」マークが印刷されている自動車税の納付書は、金融機関のATMやインターネットバンキングを利用して納めることができます。詳細については、府税のホームページをご覧ください。

大阪府 ペイジー

検索

自動車税納税証明書（継続検査・構造等変更検査用）の交付について

○納税確認の電子化について～納税証明書の提示が省略できます～

車検を受ける運輸支局等において自動車税の納税確認を電子的に行うことが可能となったため、車検時に納税証明書の提示を省略できます。

※自動車税に未納があると、これまでどおり車検を受けることはできません。

※運輸支局等への納税情報の提供は、納税後10日程度かかります。納税後すぐに車検を受ける場合には、運輸支局等で電子的に納税確認ができませんので、これまでどおり府が発行する納税証明書を提示してください。

※納税情報の確認にあたって大阪府から運輸支局等へ提示する情報は、①自動車登録番号、②車台番号（下4桁に限る）、③自動車税の納税状況（完納又は未納かどうか）です。住所、氏名、税額等の個人情報、提供いたしません。

なお、運輸支局等への納税情報の提供を希望されない場合は、書面による申出により、情報の提供を中止し、電子確認ができないように対応します。詳しくは、封筒に記載の自動車税コールセンターまでお問い合わせください。

自動車取得税

■納める人

自動車を取得した人が納めます。

ただし、特殊自動車（ロードローラー、ブルドーザー等）と二輪車にはかかりません。

なお、自動車の売買において、売主がその所有権を留保しているとき（割賦販売の場合）は、当該自動車の買主が取得者とみなされ、買主が納めます。

■納める額

$$\text{自動車の取得価額（課税標準額）} \times \text{税率} = \text{税額}$$

●自動車の取得価額

自動車を取得するためにその対価として支払うべき金額で、自動車に付加して一体となっている物（例えば、ラジオ、ステレオ、カーナビ、エアコン等）の価額は含まれますが、スペアタイヤ、シートカバー、マット、標準工具等の付属物の価額は含まれません。

ただし、無償で取得した場合や縁故者から格安で買った場合等は、通常取引価額が取得価額となります。

なお、自動車の取得価額が50万円以下の場合、免税となります。

排出ガス性能が良く、一定の燃費基準を満たす自動車等を取引する場合、次ページ以降に記載のとおり軽減措置が適用されます。


※新車を取引する場合と、中古車を取引する場合で、異なった軽減措置が適用されますのでご注意ください。

●税率

営業用自動車・軽自動車……………2% 自家用自動車……………3%

次表の自動車を取引した場合は、同表の軽減税率又は控除額が適用されます。

※エコカー減税等は、次ページに記載しています。先進安全特例（ASV）等については、「自動車税税額表」をご覧ください。

[自動車税 税額表](#) [検索](#) 


■納める方法

自動車の登録又は使用の届出の際に、自動車税事務所に申告書を提出し、納めます。

自動車の登録についてのお問合せは 運輸支局又は検査登録事務所まで

- ・近畿運輸局大阪運輸支局 050-5540-2058
- ・同支局なにわ自動車検査登録事務所 050-5540-2059
- ・同支局和泉自動車検査登録事務所 050-5540-2060

オペレーター対応は開庁日の8:30から17:15まで。
自動音声案内は24時間ご利用になれます。
※近畿運輸局のホームページもご利用ください。

[近畿運輸局](#) [検索](#) 

■税制改正により自動車税に環境性能割が創設されます！

税制改正により、「自動車取得税」は、令和元年9月末をもって廃止され、令和元年10月から「自動車税」に「環境性能割」が創設されます。

●自動車税環境性能割の税率について

自動車税環境性能割は、その自動車の環境への負荷等の程度に応じて税率が決定します。

また、需要平準化対策のため、令和元年10月1日～令和2年9月30日に取得した自家用乗用車にかかる自動車税の環境性能割の税率を1%軽減します。詳しくは、7ページをご覧ください。

○自動車取得税に係る軽減措置 新車を取得する場合（エコカー減税）

適用期間：平成31年4月1日～令和元年9月30日

区分	車両総重量等	対象となる条件（注3）		軽減率	税率		
		排出ガス基準	燃費基準		営業用自動車 及び軽自動車	自家用 自動車	
電気自動車 (燃料電池車含む)		-	-				
天然ガス自動車	-	・平成30年排出ガス基準適合（3.5t以下の自動車） または ・ポスト新長期規制からNOx10%低減達成 (注1、2)	-			非課税	
プラグイン ハイブリッド自動車		-	-				
クリーン ディーゼル	乗用車	・平成30年排出ガス基準適合 または ・ポスト新長期規制適合（注2）	-				
ガソリン自動車 及び 石油ガス自動車 (LPG)	乗用車	★★★★ ・平成30年排出ガス基準50%低減達成 または ・平成17年排出ガス基準75%低減達成	令和2年度燃費基準+40%達成	非課税			
			令和2年度燃費基準+30%達成	50%軽減	1.0%	1.5%	
			令和2年度燃費基準+20%達成	50%軽減	1.0%	1.5%	
			令和2年度燃費基準+10%達成	25%軽減	1.5%	2.25%	
			令和2年度燃費基準達成	20%軽減	1.6%	2.4%	
ガソリン自動車	車両総重量 2.5t以下の バス・トラック	★★★★ ・平成30年排出ガス基準50%低減達成 または ・平成17年排出ガス基準75%低減達成	平成27年度燃費基準+25%達成	非課税			
			平成27年度燃費基準+20%達成	80%軽減	0.4%	0.6%	
			平成27年度燃費基準+15%達成	60%軽減	0.8%	1.2%	
			平成27年度燃費基準+10%達成	40%軽減	1.2%	1.8%	
			平成27年度燃費基準+ 5%達成	20%軽減	1.6%	2.4%	
	車両総重量 2.5t超3.5t以下の バス・トラック	★★★★ ・平成30年排出ガス基準50%低減達成 または ・平成17年排出ガス基準75%低減達成	平成27年度燃費基準+15%達成	非課税			
			平成27年度燃費基準+10%達成	75%軽減	0.5%	0.75%	
			平成27年度燃費基準+ 5%達成	50%軽減	1%	1.5%	
			★★★★ ・平成30年排出ガス基準25%低減達成 または ・平成17年排出ガス基準50%低減達成	平成27年度燃費基準+15%達成	75%軽減	0.5%	0.75%
			平成27年度燃費基準+10%達成	50%軽減	1%	1.5%	
ディーゼル自動車	車両総重量 2.5t超3.5t以下の バス・トラック	・平成30年排出ガス基準適合 または ・ポスト新長期規制からNOxかつPM10%低減達成 (注2)	平成27年度燃費基準+15%達成	非課税			
			平成27年度燃費基準+10%達成	75%軽減	0.5%	0.75%	
			平成27年度燃費基準+ 5%達成	50%軽減	1%	1.5%	
			・ポスト新長期規制適合（注2）	平成27年度燃費基準+15%達成	75%軽減	0.5%	0.75%
	平成27年度燃費基準+10%達成	50%軽減	1%	1.5%			
	車両総重量 3.5t超の バス・トラック	・平成28年排出ガス基準適合 または ・ポスト新長期規制からNOxかつPM10%低減達成 (注2)	平成27年度燃費基準+15%達成	非課税			
			平成27年度燃費基準+10%達成	75%軽減	0.5%	0.75%	
			平成27年度燃費基準+ 5%達成	50%軽減	1%	1.5%	

※注1 型式で判定できない場合は、車検証の燃料の種類欄に「CNG」と記載され、また、備考欄に「低排出ガス車（21年基準NOx10%低減）」と記載される。

※注2 ポスト新長期規制とは、ディーゼル自動車等において、平成21年以降（車両総重量等により、平成21年、22年と異なる）に適用される排出ガス規制をいう。

○自動車取得税に係る軽減措置 中古車を取得する場合（中古車特例）

適用期間：平成31年4月1日～令和元年9月30日

区分	車両総重量等	対象となる条件		取得価額 控除の額
		排出ガス基準	燃費基準	
電気自動車 (燃料電池車含む)		-	-	45万円控除
天然ガス自動車	-	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年排出ガス基準適合（3.5 t以下の自動車） または ポスト新長期規制からNOx10%低減達成（注1、2） 	-	
プラグイン ハイブリッド自動車		-	-	
クリーン ディーゼル	乗用車	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年排出ガス基準適合 または ポスト新長期規制適合（注2） 	-	
ガソリン自動車 及び 石油ガス自動車 (LPG)	乗用車	(★★★★) ・平成30年排出ガス基準50%低減達成 または ・平成17年排出ガス基準75%低減達成	令和2年度燃費基準+40%達成 (平成22年度燃費基準+110% ※注3)	45万円控除
			令和2年度燃費基準+30%達成 (平成22年度燃費基準+95% ※注3)	35万円控除
			令和2年度燃費基準+20%達成 (平成22年度燃費基準+80% ※注3)	25万円控除
			令和2年度燃費基準+10%達成 (平成22年度燃費基準+65% ※注3)	15万円控除
			令和2年度燃費基準達成 (平成22年度燃費基準+50% ※注3)	5万円控除
ガソリン自動車	車両総重量 2.5t以下の バス・トラック	(★★★★) ・平成30年排出ガス基準50%低減達成 または ・平成17年排出ガス基準75%低減達成	平成27年度燃費基準+25%達成 (平成22年度燃費基準+57% ※注3)	45万円控除
			平成27年度燃費基準+20%達成 (平成22年度燃費基準+50% ※注3)	35万円控除
			平成27年度燃費基準+15%達成 (平成22年度燃費基準+44% ※注3)	25万円控除
			平成27年度燃費基準+10%達成 (平成22年度燃費基準+38% ※注3)	15万円控除
			平成27年度燃費基準+ 5%達成 (平成22年度燃費基準+32% ※注3)	5万円控除
	車両総重量 2.5t超3.5t以下の バス・トラック	(★★★★) ・平成30年排出ガス基準50%低減達成 または ・平成17年排出ガス基準75%低減達成	平成27年度燃費基準+15%達成	45万円控除
			平成27年度燃費基準+10%達成	35万円控除
			平成27年度燃費基準+ 5%達成	25万円控除
			平成27年度燃費基準達成	15万円控除
			(★★★) ・平成30年排出ガス基準25%低減達成 または ・平成17年排出ガス基準50%低減達成	平成27年度燃費基準+15%達成
平成27年度燃費基準+10%達成	25万円控除			
平成27年度燃費基準+ 5%達成	15万円控除			
ディーゼル自動車 (ハイブリッド車 に限る)	車両総重量 3.5t超の バス・トラック	<ul style="list-style-type: none"> 平成28年排出ガス基準適合 または ポスト新長期規制からNOxかつPM10%低減達成（注2） 	平成27年度燃費基準+15%達成	45万円控除
			平成27年度燃費基準+10%達成	35万円控除
			平成27年度燃費基準+ 5%達成	25万円控除
			平成27年度燃費基準達成	15万円控除

※注1 型式で判定できない場合は、車検証の燃料の種類欄に「CNG」と記載され、また、備考欄に「低排出ガス車（21年基準NOx10%低減）」と記載される。

※注2 ポスト新長期規制とは、ディーゼル自動車等において、平成21年以降（車両総重量等により、平成21年、22年と異なる）に適用される排出ガス規制をいう。

※注3 「平成22年度燃費基準」については、乗用車又は2.5t以下のトラックでJC08モード燃費値を算定していないガソリン自動車の場合に限り適用。（車検証の備考欄に、「平成27年度エネルギー消費効率（JC08モード燃費値）算定未了」と記載される。）

○自動車税・軽自動車税の環境性能割の税率表（新車・中古車問わずに適用）

適用期間：令和元年10月1日～令和3年3月31日

区分	車両総重量等	対象となる条件（注4）		税率			
				登録自動車		軽自動車	
		排出ガス基準	燃費基準	営業用	自家用	営業用	自家用
下記の区分・対象となる条件に該当しない自動車	自家用乗用車	令和元年10月1日から令和2年9月30日までの期間に限る		—	2%	—	1%
	自家用乗用車以外	自家用乗用車以外：令和元年10月1日から令和3年3月31日までの税率 自家用乗用車のみ：令和2年10月1日以降の税率		2%	3%	2%	2%
電気自動車（燃料電池車含む）	—	—		—			
天然ガス自動車	—	・平成30年排出ガス基準適合（3.5t以下の自動車） または ・ポスト新長期規制からNOx10%低減達成（注1、2）		非課税			
プラグインハイブリッド自動車	—	—		—			
クリーンディーゼル	乗用車	・平成30年排出ガス基準適合 または ・ポスト新長期規制適合（注2）		—			
ガソリン自動車及び石油ガス自動車（LPG）	乗用車	（★★★★） ・平成30年排出ガス基準50%低減達成 または ・平成17年排出ガス基準75%低減達成 ※令和元年10月1日から令和2年9月30日までの期間は、太字の税率を適用する。 令和2年10月1日以降は○内の税率を適用する。	令和2年度燃費基準+40%達成（平成22年度燃費基準+110% ※注3）	非課税		非課税	
			令和2年度燃費基準+30%達成（平成22年度燃費基準+95% ※注3）	非課税		非課税	
			令和2年度燃費基準+20%達成（平成22年度燃費基準+80% ※注3）	非課税		非課税	
	令和2年度燃費基準+10%達成（平成22年度燃費基準+65% ※注3）		非課税	非課税（1%）	—		
	令和2年度燃費基準達成（平成22年度燃費基準+50% ※注3）		0.5%	1%（2%）	0.5%	非課税（1%）	
	平成27年度燃費基準+10%達成（平成22年度燃費基準+38% ※注3）		1%	2%（3%）	1%	1%（2%）	
ガソリン自動車	車両総重量2.5t以下のバス・トラック	（★★★★） ・平成30年排出ガス基準50%低減達成 または ・平成17年排出ガス基準75%低減達成	平成27年度燃費基準+25%達成（平成22年度燃費基準+57% ※注3）	非課税		非課税	
			平成27年度燃費基準+20%達成（平成22年度燃費基準+50% ※注3）	非課税		非課税	
			平成27年度燃費基準+15%達成（平成22年度燃費基準+44% ※注3）	0.5%	1%	0.5%	1%
			平成27年度燃費基準+10%達成（平成22年度燃費基準+38% ※注3）	1%	2%	1%	2%
	車両総重量2.5t超3.5t以下のバス・トラック	（★★★★） ・平成30年排出ガス基準50%低減達成 または ・平成17年排出ガス基準75%低減達成	平成27年度燃費基準+15%達成	非課税		—	
			平成27年度燃費基準+10%達成	非課税		—	
			平成27年度燃費基準+5%達成	0.5%	1%	—	
			平成27年度燃費基準達成	1%	2%	—	
		（★★★） ・平成30年排出ガス基準25%低減達成 または ・平成17年排出ガス基準50%低減達成	平成27年度燃費基準+15%達成	非課税		—	
			平成27年度燃費基準+10%達成	0.5%	1%	—	
			平成27年度燃費基準+5%達成	1%	2%	—	
			平成27年度燃費基準達成	1%	2%	—	
ディーゼル自動車	車両総重量2.5t超3.5t以下のバス・トラック	・平成30年排出ガス基準適合 または ・ポスト新長期規制からNOxかつPM10%低減達成（注2）	平成27年度燃費基準+15%達成	非課税		—	
			平成27年度燃費基準+10%達成	非課税		—	
			平成27年度燃費基準+5%達成	0.5%	1%	—	
			平成27年度燃費基準達成	1%	2%	—	
	・ポスト新長期規制適合（注2）	平成27年度燃費基準+15%達成	非課税		—		
		平成27年度燃費基準+10%達成	0.5%	1%	—		
		平成27年度燃費基準+5%達成	1%	2%	—		
		平成27年度燃費基準達成	1%	2%	—		
	車両総重量3.5t超のバス・トラック	・平成28年排出ガス基準適合 または ・ポスト新長期規制からNOxかつPM10%低減達成（注2）	平成27年度燃費基準+15%達成	非課税		—	
			平成27年度燃費基準+10%達成	非課税		—	
			平成27年度燃費基準+5%達成	0.5%	1%	—	
			平成27年度燃費基準達成	1%	2%	—	
・ポスト新長期規制適合（注2）		平成27年度燃費基準+15%達成	非課税		—		
		平成27年度燃費基準+10%達成	0.5%	1%	—		
		平成27年度燃費基準+5%達成	1%	2%	—		
		平成27年度燃費基準達成	1%	2%	—		

※注1 型式で判定できない場合は、車検証の燃料の種類欄に「CNG」と記載され、また、備考欄に「低排出ガス車（21年基準NOx10%低減）」と記載される。

※注2 ポスト新長期規制とは、ディーゼル自動車等において、平成21年以降（車両総重量等により、平成21年、22年と異なる）に適用される排出ガス規制をいう。

※注3 「平成22年度燃費基準」については、乗用車又は2.5t以下のトラックでJC08モード燃費値を算定していないガソリン自動車の場合に限り適用。（車検証の備考欄に、「平成27年度エネルギー消費効率（JC08モード燃費値）算定未了」と記載される。）

お問合せ及び手続き先

■自動車税に関するお問合せ

(平成31年4月1日現在)

名 称	電 話	担 当 区 域
自動車税コールセンター	 0570-020156	大阪府内全域

受付時間 平日9:00~17:45 オペレーターによる対応

上記以外の時間、土・日曜日・祝日・年末年始は24時間自動音声案内で対応しています。

※ このナビダイヤルによる通話は大阪市までの通話料金でご利用いただけます。携帯電話からは20秒ごとに約10円をご利用いただけます。なお、通話料金はマイラインの登録にかかわらず、NTTコミュニケーションズからの請求となります。

※ お問合せの際には、自動車の「登録番号」及び「車台番号(下4桁)」をご確認ください。

※ 一部のIP電話等でつながらない場合は、06-6776-7021までお願いします。

※ 納税通知書等の発送直後や9時台は、つながりにくくなる場合がありますのでご了承ください。

■大阪自動車税事務所(登録(取得)時の自動車税及び自動車取得税に関するお問合せ)

事務所名	電話・ファックス	郵便番号	所 在 地	担 当 区 域	
本 所	TEL 06(6775)1361 FAX 06(6775)1365	543-8511	大阪市天王寺区伶人町2番7号 (大阪府夕陽丘庁舎内)	大阪府内全域(毎年5月に課税する自動車税)	
分 室	寝屋川 TEL 072(823)1801 FAX 072(820)1143	572-0846	寝屋川市 高宮栄町13番2号	自動車税・自動車取得税の登録(取得)時の 豊中市、池田市、吹田市、高槻市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、寝屋川市、大東市、箕面市、門真市、摂津市、東大阪市、四條畷市、交野市、島本町、豊能町、能勢町(大阪ナンバー該当区域) (注)軽自動車に係る自動車取得税は除く	
	和 泉 TEL 0725(41)1327 FAX 0725(43)4541	594-0011	和泉市上代町		堺市、岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、富田林市、河内長野市、松原市、和泉市、柏原市、羽曳野市、高石市、藤井寺市、泉南市、大阪狭山市、阪南市、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、太子町、河南町、千早赤阪村(和泉・堺ナンバー該当区域) (注)軽自動車に係る自動車取得税は除く
	なにわ TEL 06(6612)7251 FAX 06(6613)6077	559-0031	大阪市住之江区 南港東3丁目1番14号		大阪市(なにわナンバー該当区域) (注)軽自動車に係る自動車取得税は除く

(注) 軽自動車に係る自動車取得税については、次へお問い合わせください。

大阪ナンバー該当区域の場合は、072-604-2772(軽自動車検査協会 大阪主管事務所 高槻支所内 自動車取得税担当)

和泉・堺ナンバー該当区域の場合は、072-273-1066(軽自動車検査協会 大阪主管事務所 和泉支所内 自動車取得税担当)

なにわナンバー該当区域の場合は、06-6612-2181(軽自動車検査協会 大阪主管事務所 自動車取得税担当)

■府税事務所(減免申請等にかかる自動車税の手続き窓口)

事務所名	電話・ファックス	郵便番号	所 在 地	担 当 区 域
中 央	TEL 06(6941)7951 FAX 06(6941)7934	540-0008	大阪市中央区大手前3丁目1番43号 大阪府新別館北館	大 阪 市 都島区、福島区、此花区、中央区、西区、港区、大正区、西淀川区、東成区、生野区、旭区、城東区、鶴見区 北区、淀川区、東淀川区 天王寺区、浪速区、阿倍野区、住之江区、住吉区、東住吉区、平野区、西成区
なにわ北	TEL 06(6362)8611 FAX 06(6362)6760	530-8502	大阪市北区西天満3丁目5番24号	
なにわ南	TEL 06(6775)1414 FAX 06(6775)1363	543-8533	大阪市天王寺区伶人町2番7号 (大阪府夕陽丘庁舎内)	
三 島	TEL 072(627)1121 FAX 072(627)1327	567-8515	茨木市中穂積1丁目3番43号 (三島府民センタービル内)	吹田市、高槻市、茨木市、摂津市、島本町
豊 能	TEL 072(752)4111 FAX 072(752)4124	563-8588	池田市城南1丁目1番1号 (池田・府市合同庁舎内)	豊中市、池田市、箕面市、豊能町、能勢町
泉 北	TEL 072(238)7221 FAX 072(238)7244	590-8558	堺市堺区中安井町3丁目4番1号	堺市、泉大津市、和泉市、高石市、忠岡町
泉 南	TEL 072(439)3601 FAX 072(439)3706	596-8520	岸和田市野田町3丁目13番2号 (泉南府民センタービル内)	岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町
南 河 内	TEL 0721(25)1131 FAX 0721(25)1194	584-8531	富田林市寿町2丁目6番1号 (南河内府民センタービル内)	富田林市、河内長野市、羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村
中 河 内	TEL 06(6789)1221 FAX 06(6789)2704	577-8509	東大阪市御厨栄町4丁目1番16号	八尾市、松原市、柏原市、東大阪市
北 河 内	TEL 072(844)1331 FAX 072(846)3988	573-8501	枚方市大垣内町2丁目15番1号 (北河内府民センタービル内)	守口市、枚方市、寝屋川市、大東市、門真市、四條畷市、交野市

★上記お問合せ先のファックス番号は、お問合せ専用です。申請書・申告書等は受け付けられませんので、ご注意ください。

★間違い電話が増えています。おかけ間違いのないよう、ご注意ください。



大阪府

財務部税務局税政課 令和元年7月発行

(府税のホームページ 府税あらかると 検索)

〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎(ささしまコスモタワー)18階

TEL06-6941-0351/FAX06-6210-9933

この冊子は、8,400部作成し、一部あたりの単価は5円です。